

佐伯教育市民ホール使用の手引き

1. 使用基準について

(1) 使用の条件

佐伯教育市民ホールは、住民福祉の増進を図ることを目的に、佐伯市内に住所を持つ市民団体等が主催する教育文化活動等の催しに使用することができます。ただし、使用内容が、営利行為、宗教活動、政治活動等にかかわるものを含まないこととします。

(2) 催しの条件

使用については、次のことをお守りください。

次の催物については、ご遠慮ください。

- ・不快音または大音量を出すもの。
- ・備品や設備等を壊したり、汚したりする恐れのあるもの。
- ・公の秩序または風俗を乱す恐れのあるもの。

(3) 教育市民ホールの使用可能施設

フロア	名称	定員	備考
1階	市民ギャラリー	—	展示室面積 7.1m×14.7m=104.37㎡

(4) 使用料

使用料は、無料です。

(5) 使用可能期間

教育市民ホールは、月曜～金曜日の間に使用できます。ただし、祝祭日の場合は使用できません。（開庁日のみの使用となります。）

(6) 使用可能時間

午前8時30分～午後5時00分（この時間には準備、後片付けが含まれます。）

2. 申込及び許可について

(1) 申込方法及び期間

教育市民ホールの使用申込は、所定の申込書（様式第5号）に記入の上、行ってください。

申込は、使用予定日の6ヶ月前の月の1日以降から行うことができます。

（※例えば5月30日に使用希望の場合は、11月1日から申込みできます。）

(2) 申込先

教育市民ホール使用の申込受付は教育総務課（電話22-4218）が行います。

(3) 使用許可

使用申請書を審査した後、使用許可書を発行します。

(4) 使用許可の取消し及び停止

次の場合は、使用許可の取消し又は停止をすることがあります。

- 佐伯市庁舎管理規則及び使用許可基準で定められた事項を守らないとき。
- 使用する権利をほかの者に譲渡、又は転貸したとき。
- 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。
- 公用で使用する必要が生じたとき。

3. 使用について

(1) 営利行為の禁止

- 物品の販売及び参加料等の徴収などいかなる名目においても営利と認められる行為はできません。また宗教活動、政治活動にかかわる行為もできません。

(2) 損害賠償

- 使用期間中に教育市民ホールの設備や備品を傷つけたり、紛失したときは、弁償していただくことがあります。

(3) 現状回復

- 使用後は、施設（備品等）を現状に回復し、簡単な清掃を行ってください。
- また、これらの作業は午後5時までに終了するようお願いいたします。

(4) 市民ギャラリー使用時の管理

- 作品等の搬入及び展示作業は、使用者の責任において行ってください。事前、事後に作品等のお預かりはできません。
- 展示品の管理は使用者が責任をもって行ってください。作品等の紛失、汚損、破損また盗難等の損害については、市は一切の責任を負いません。展示品の保険加入等の措置は使用者でお願いします。

4. その他

(1) 住所及び名称 〒876-0853

佐伯市中村東町6番9号「佐伯教育市民ホールまな美」

※駐車場に限りがあります。使用の際は公共交通機関のご利用をお願いします。

最寄りのバス停「内町通り2丁目」から徒歩1分です。

(2) お問い合わせ先

教育総務課（電話：22-4218）